

〔施策の目標と内容〕

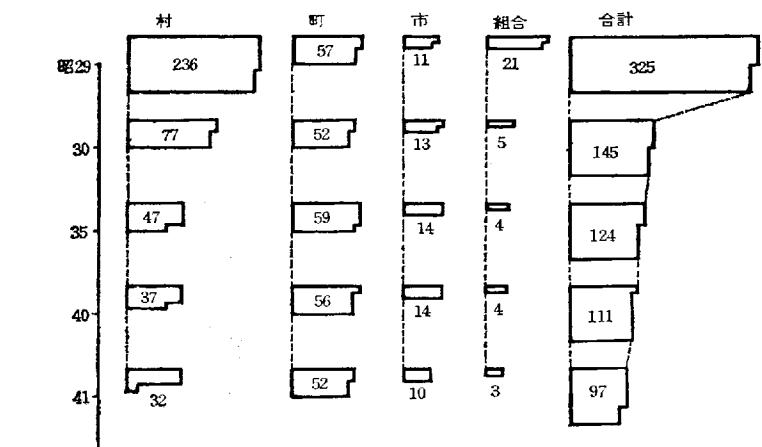
幼児教育、特殊教育、就学援助、育英奨学、非行青少年対策、交通事故対策、就職指導、健康教育、勤労青少年教育、職業教育、社会教育など、広く他の行政機関との協力提携を検討する。

第2節 市町村教育委員会の行政の適正化

〔施策設定の理由〕

- 1 第4章にみたように学校教育、社会教育の量的普及と質的充実が、要請されている。これに対応するためには、前節にみたように教育行政そのものの近代化と、教育費の増大にこだえる教育行政機関の行政力拡大が課題になろう。
- 2 第1図にみるとおり、本県の市町村教育委員会数は、減少の過程をたどってきた。これは

第1図 市町村教育委員会数の推移 (地方教育行政調査による)



市町村の行政水準の格差是正を目指してすすめられた町村合併と、最近の経済圏拡大と行政区画の不齊合を是正する町村合併の推進によるものである。とくに後者は、今後さらに積極的にすすめられることになろう。したがって、市町村間の行政力には、格差増大がはなはだしくなる。

- 3 第1表によって、人口規模別の事務局専任職員数をみると、教育行政近代化要請に応ずる事務局組織になっていると考えられるのは、人口規模3万以上とみることができよう。3万